



顧問先各位

＜ご一読推薦者＞

- ☒ 経営者
- ☒ 経理担当者
- ☒ 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

職場における熱中症対策の強化について

令和 7 年 6 月 1 日から労働安全衛生規則の改正により、厚生労働省より職場における熱中症対策が事業者
に義務付けられました。

近年、気候変動の影響により熱中症を原因とした死亡災害が増加していること、熱中症は他の災害に比べて死亡に至る割合が 5 ～ 6 倍になることなどが背景にあります。

《義務化の対象》

義務化の対象となるのは以下のとおりです。

- ・WBGT（※）28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で、
- ・連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施が見込まれる作業

上記は業種や作業の場が屋内・屋外を問いません。

※WBGT（湿球黒球温度）とは暑さ指数のことで、湿度、日射・輻射、などの周辺環境、
気温による指数です。計測には専用の測定器を用います。

《義務化される対策》

義務化される対策は以下の 3 点です。

- ① 熱中症のおそれのある労働者を早期に発見・報告する体制の整備
- ② 重篤化を防止するため、迅速かつ適切な対処の手順作成
- ③ 関係者に対して上記の周知徹底

対策の例として、「事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等」及び「対象者の発見時、重篤化を防止するために必要な措置の実施手順」の作成並びに関係作業員への周知徹底があげられています。

《罰則》

対策を怠った場合、法人や代表者に「6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」が科される可能性があります。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。